

## 6. 計画の実現に向けて

本計画は「いわき市都市計画マスタープラン」に基づく四倉地区のきめ細かなまちづくり計画として、「四倉ふれあい市民会議」を中心に地区住民の積極的な参画のもと官民の協働作業により取りまとめたものである。

計画の着実な推進を図るためには、計画策定に携わった「四倉ふれあい市民会議」をはじめ、多くの市民や企業等が積極的にまちづくりに参画し、行政との信頼関係と協力体制を継続しながら、適切な役割分担のもと協働により進めていくことが重要である。

### 2-2 まちづくりの課題

#### (1) 計画の周知による参画意識の醸成方針

事業を着実に進めるためには計画の周知に加え、まちづくりに対する市民意識の醸成が必要である。

計画の具現化に向けた取り組みと併せて、情報の発信を積極的に行うことで市民の意識の啓発を行い、行政による基盤整備と連携した地域住民の役割が重要であることを伝えていく。

#### (2) 各主体の役割と取り組み

##### ①四倉ふれあい市民会議

四倉ふれあい市民会議は、四倉地区に活力を取り戻し、基盤づくりを進めることを目的として、四倉地区に関係する個人、企業、団体等が結集して平成16年11月に設立された市民まちづくり団体である。

設立目的につながるまちづくり事業を自主的に展開するとともに、行政との協働により、地区まちづくり計画の着実な実現を目指す。

##### ■市民会議の役割

- 市民意識の醸成、市民意見の調整、合意形成など
  - ・ 現状の把握、課題など市民情報の整理
  - ・ 情報の周知、伝達、共有、啓発
  - ・ 市民間、組織間、業種間の意見調整、話し合いの機会づくり
- 市民意見の確認、意向調査など
  - ・ 市民（地権者）の意向確認、調査
  - ・ ワークショップ、勉強会などの開催
  - ・ 川づくり、公園づくり、街並みづくり美化活動等への市民参加プログラムづくり、システムの構築
- 提案の作成、体制づくり
  - ・ まちづくり提案の作成、まちづくり活動の企画・運営、体制づくり（維持管理、交流ネットワークづくり）

○ 市民、行政との連携

- ・ まちづくりイメージの共有
- ・ 行政と協働による地区まちづくり計画の進行管理、連絡調整



四倉ふれあい市民会議  
ランドデザインの検討



ランドデザイン説明会

②市民・事業者

まちづくり団体や行政が発信する地区に関する情報を受け止め、まちづくりの様々な取り組みに積極的に参加するとともに、個人レベルでできることを自発的に進める。

地元の事業者も、地域との共存により発展するという認識に立ち、まちづくり事業等の活動に積極的に関与、参加、協力を行う。

■市民・事業者の役割

- まちづくり事業に対する理解・協力
  - ・ 行政やまちづくり団体等から発信されるまちづくり情報の把握
  - ・ 市民主体のまちづくり活動への参加・協力
  - ・ 公共事業等への理解と協力
- 各種まちづくり活動への積極的な参加
  - ・ 市民会議が主体的に実施する各種まちづくり活動やイベントなどへの積極的な参加と協力



海岸のごみ拾い活動



河川浄化活動

### ③行政

道路・公園・下水道等の都市施設整備や生活環境整備、保健・医療・福祉の向上、教育文化の向上、産業振興等に係る施策の推進に加え、市民による自主的なまちづくり活動等を適切に支援し、市民との適切な役割分担・連携により、まちづくりを総合的に推進するための環境づくりを進める。

#### ■行政の役割

- 庁内の情報共有、関係機関等との調整
  - ・ 事業、計画間の調整
  - ・ 市民、関連団体などとの情報共有
  - ・ 総合計画等の上位計画・関連計画との調整
- 情報の公開、提供、市民へのわかりやすい説明
  - ・ まちづくり、景観整備などのビジョンの提示
  - ・ 計画、事業、整備内容などについての早い段階の情報公開
  - ・ 規制や法制度など関連情報の提供
- 市民意見・意向の把握と調整
  - ・ パブリックコメント等による市民意見の把握
  - ・ 市民意見を踏まえた整備計画の作成
  - ・ 組織間、事業者間の調整
  - ・ 各種公共事業等における関係者の意見調整
- 都市基盤の整備、維持管理、専門家の派遣などの支援
  - ・ 土地基盤の整備促進
  - ・ 社会実験などへの協力、調整
  - ・ 公園、道路等の市民による維持管理活動に対する支援
  - ・ 専門家の派遣、市民参加プログラムづくりなどの支援
- 計画の定期的な見直し
  - ・ 市民参加による計画の点検と適時適切な見直しの実施

### (3) 協働による推進イメージ

合理的かつ効率的なまちづくりの推進には、行政による基盤整備をはじめとする施策投入と、市民主体のまちづくり活動が有機的に連携することが重要である。

また、まちづくりを推進するためには、計画の具現化に向けた検討、事業の実施、定期的な点検、見直しのそれぞれの過程においても、市民と行政の協働による取り組みを継続し、適時計画の見直しを行いながら、まちづくり活動を深化させる必要がある。

この深化プロセスの考え方と、地区まちづくり計画推進イメージのフローを以下に示す。

#### まちづくり活動の深化プロセスの考え方

##### ■ 計画

- ・パートナーシップ協定に基づく、市民と行政との協働による事業計画の具体化



##### ■ 事業等の実施

- ・各主体の適切な役割分担による事業の実施



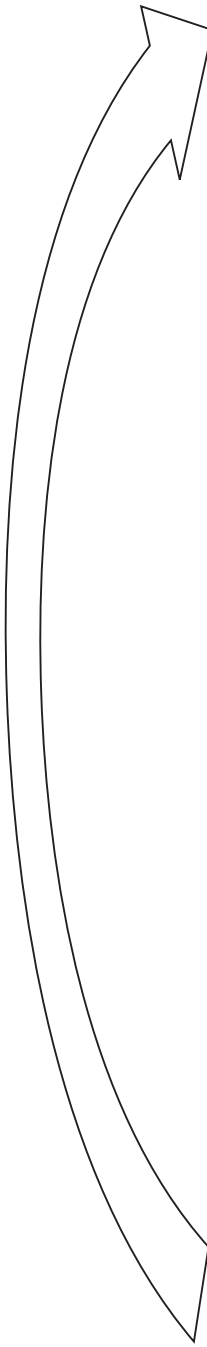
##### ■ 定期的な点検

- ・計画実現に向け行動しながら、定期的な事業内容の確認・点検
- ・総合計画等の関係計画との調整



##### ■ 見直し

- ・定期的な点検を踏まえ、適時、事業内容や推進体制などに関する見直しを実施



計画の実現に向けて

地区まちづくり計画推進イメージ

■ 地区まちづくり計画の策定

地区まちづくり計画  
○まちづくりの基本方向と将来都市構造  
○部門別まちづくり方針  
○地区別まちづくり計画

計画の実現に向けて  
○地区別まちづくり事業計画案



- ・課題の整理
- ・官民の役割分担
- ・関係者の合意形成

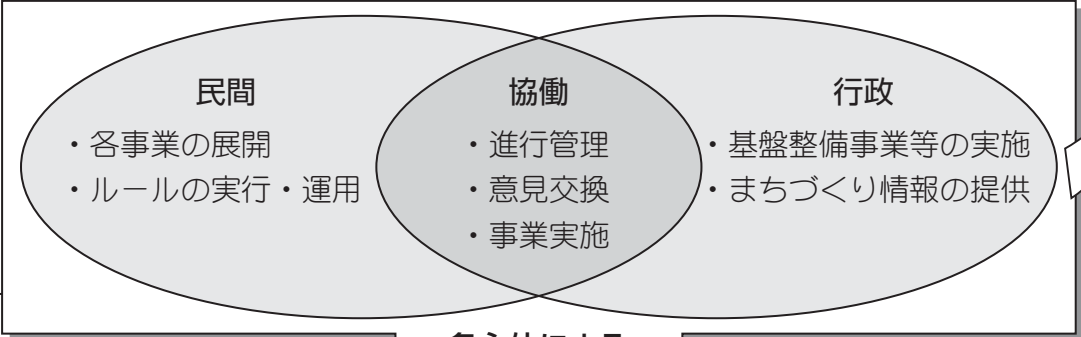
■ 地区まちづくり計画の策定

事業手法  
○各種事業（都市基盤整備事業等）  
○ルールづくり（地区計画等）  
○まちづくり支援制度の活用

事業主体  
（民間、行政、協働）

実施時期（短・中・長期）

事業計画の  
具体化



見直し・ローリング

各主体による  
事業等の実施

よりよいまちづくりの実現

計画の実現に向けて

## 6-2 具体化に向けた取り組み

### (1) 先導的・重点的な事業の抽出

四倉地区の「まちの将来像」の具現化を、市民と行政の協働により進めるためには、計画内容の事業としての具体化、そのスケジュールや実施主体などを関係権利者間で合意形成していく必要がある。

市民会議との協働による検討内容を踏まえた、現時点での具体的なまちづくり事業計画案は次項(6-3)にアクションプログラムとして示すが、特にまちづくり全体に対する先導効果の高いテーマや事業等を次のように選定し、優先的に進めることとする。

#### ■道の駅を中心とした賑わい拠点づくり

道の駅「よつくら港」の情報館、交流館の機能を整え、周辺の施設基盤整備とともに、観光・交流の拠点としての整備を行う。

四倉ふれあい市民会議(NPO法人よつくらぶ)による施設運営を適切に支援し、地域特性を活かした魅力ある集客拠点、まちづくりの拠点としてアピールしていく。

#### ■中心商店街の賑わい再生

まちなか商店街において、集客力を維持し高めるためのイベント等の充実を図るとともに、魅力向上のための主体的活動の展開を促進する。

商店の後継者確保など担い手の育成や商店街の組織力強化、空き店舗の有効活用などを支援し、賑わいの再生につなげる。

#### ■産業・交流拠点の強化

いわき四倉中核工業団地において、企業誘致を推進し、市北部の産業拠点機能の強化を図る。また、工業団地に計画中の「交流拠点施設」は、誘致企業と地元との連携・交流の場、地元市民が利用できる新たな地域拠点施設としてその整備を図るとともに、地元市民組織が参画した運営、有効活用を促進する。

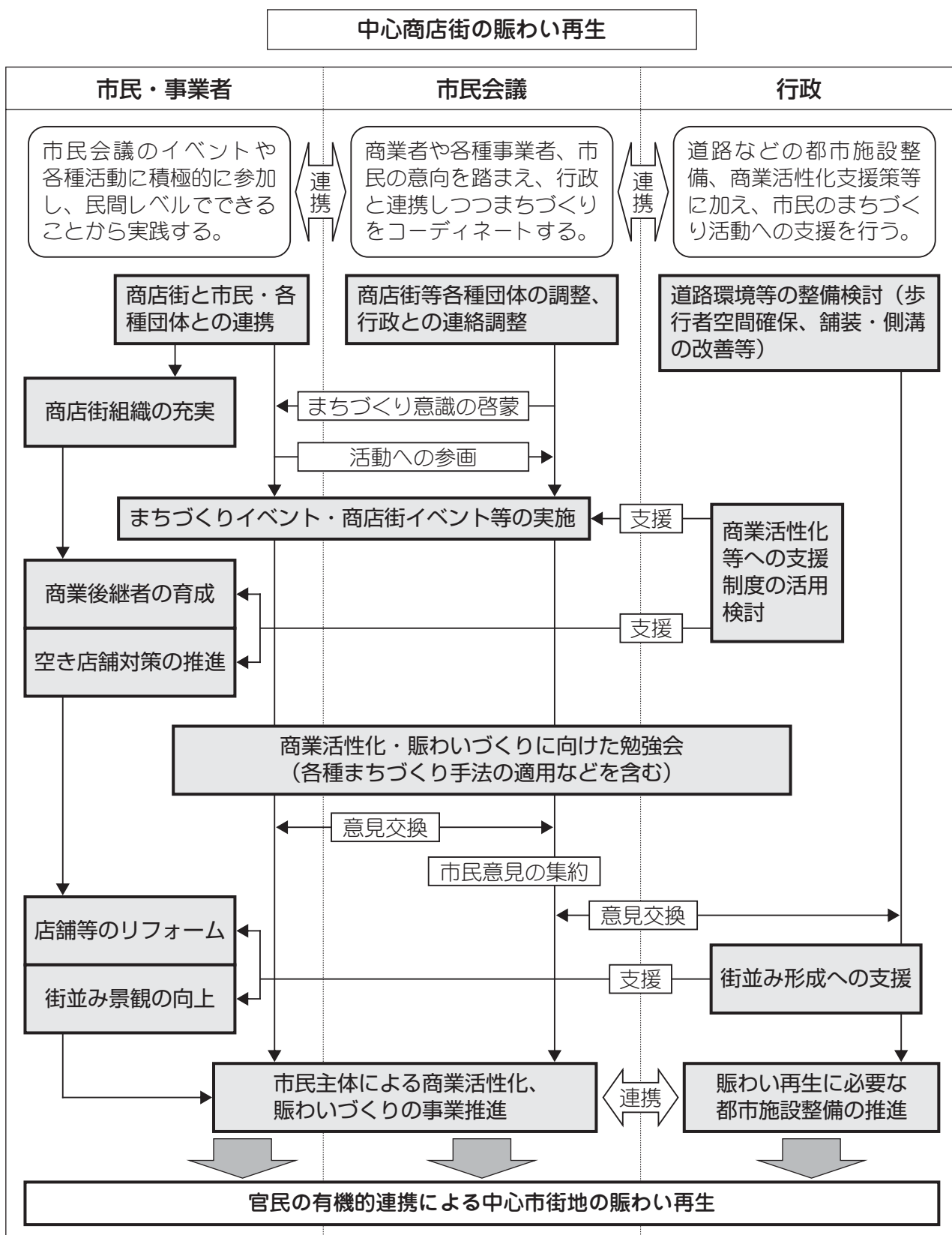
#### ■四ツ倉駅周辺の拠点機能の向上

旧住友大阪セメント跡地について、土地所有者や市民組織などの意向等を踏まえながら、交流核の機能を高める有効な土地利用を検討する。

## (2) 先導的事業の推進イメージ

地区まちづくり計画に掲げたまちづくり事業は、それぞれ市民や事業者、市民会議、行政が適切な役割分担のもとに、できることから着実に取り組んでいくものである。

ここでは、先導的・重点的な事業の中から、「中心商店街の賑わい再生」を例としてとりあげ、各主体の連携による推進のイメージを示す。



計画の実現に向けて

## 6-3 地区別まちづくり事業計画案

地区まちづくり計画の推進に向け、現時点において目指すべき具体的なアクションプログラムを事業計画案として示し、まちづくりの目標を実現していくための各種のまちづくり事業の内容、主体、事業期間及び事業化に向けた取り組みや課題等を整理する。

なお、ここに挙げた事業は、すべてが新・市総合計画等に位置付けられる事業ばかりでなく、今後、課題等の整理を含めて検討が必要な提案事業等を始め、地域住民等が主体となり行政の支援を受けながら進めていく事業等も含まれている。

### (1) 事業主体

地域住民と行政との「協働」によるまちづくりを積極的に推進していくためには、各主体の責務や役割を明確にし、相互に適切な連携を図りながら事業の実現に取り組んでいく必要がある。

本章の事業計画においては、行政が主体となって実施する事業、民間や地域住民等が主体となって行う事業、あるいは官民が協働作業により進める事業の3つに区分している。

なお、事業の着実な推進に向け、各主体が単独で行動する場合に比べ、地区におけるきめ細かなニーズの把握と合意形成の推進、事業手法や制度活用の提案など、行政と民間が常に連携しながら取り組むことにより、事業の実現性の向上や事業のスピードアップなどが図られることが期待される。

#### 《事業主体の区分》

行政	○公共事業として行政が主体となって実施する事業
民間	○民間企業や商店会等が展開する事業 ○まちづくり団体や地域住民等が主体となって取り組むきめ細やかなソフト事業
協働	○行政と民間が目的を共有し、役割分担を行いながら協働により取り組みを行う事業



## (2) 事業期間

事業の実施機関については、概ね5年を目標とする短期、概ね10年を目標とする中期、概ね20年又はそれ以降を目標とする長期に区分し、事業を整理する。

区 分	目標年次	内 容
短期事業	概ね5年	①現在実施中の事業 ②既存の事業や制度の中で短期的に対応が可能な事業 ③課題の整理や地域の合意形成が比較的容易で、事業計画に位置付けし。短期で実施が見込まれる事業
短期事業	概ね10年	①現在、調査検討中で今後具体化に向け事業手法や事業費について引き続き検討を進める事業 ②課題の整理や地域の合意形成等から事業化には一定の時間を要する事業
短期事業	概ね20年 又は それ以降	①長期的なまちづくりの視点で取り組む事業 ②課題等の整理や合意形成には長期の時間を要する事業 ③大規模事業等で事業化を見極めるには、優先順位の検討や関係機関との調整等に十分な時間が必要な事業

## 1) あおい海（一の倉）

目 標	基本方針	まちづくり事業	事業主体		
			行政	民間	協働
①海と港を活かした 交流・観光の拠点 づくり	○道の駅の登録整備 と運営による拠点 機能の発揮	・道の駅「よつくら港」 の整備			○
		・道の駅「よつくら港」 の管理運営と活用			○
	○海での観光・交流 活動の展開	・体験事業（都市住民と の交流）の推進		○	
②美しい海岸環境の 保安全管理とレクリ エーションの振興	○誇りある海の景観 の保全と向上	・海岸の保全			○
	○砂浜・海水浴場の 環境づくり	・海水浴場の整備、保全			○
		・特色ある遊歩道の整備		○	
	○観光・レクリエー ション関連施設の 充実	・仁井田浦キャンプ場の活用			○
・漁港空間の有効活用方 策の検討				○	
③安全で快適な海の 環境づくり	○海・海岸の環境美 化	・環境美化活動の展開		○	
	○海の安全対策	・高潮、津波対策			○
④個性豊かな海の産 業の活性化	○漁業振興のための 基盤整備	・漁港基盤の拡充整備	○		
		・豊かな漁場づくり			○
	○水産物の付加価値 向上への取り組み	・水産物を活かした地域 ブランドづくり		○	

事業期間			事業化に向けて整理すべき事項	備 考
短期	中期	長期		
→			・ 関係機関との協議調整	・ 22年度完成予定
		→	・ 市民ニーズの把握 ・ 管理運営方法の構築 ・ 周辺関連施設との一体的活用の検討	
→				・ よつくら体験学習交流事業の継続・拡充 ・ ひと・まち元気創造事業の活用
		→	・ 津波・高潮対策	・ 砂浜の侵食防止
		→	・ 市民ニーズの把握	・ 海水浴場安全対策事業
		→		・ やしの木ロード整備など ・ ひと・まち元気創造事業の活用
□□□		→	・ 市民ニーズの把握	
□□□	□□□	→	・ 関係団体との調整（漁港区域）	・ レクリエーション活用の検討
→			・ ごみを捨てない、汚さない意識醸成	・ 市民総ぐるみ運動の促進 ・ クリンピー応援隊の活用 ・ 海サポート制度活用
→			・ 恒久対策(高潮を含めた防災基盤の充実)に向けた検討	・ 津波ハザードマップの活用
		→	・ 必要な施設の調査検討 ・ 漁業者の意向調査等 ・ 津波・高潮対策	
		→	・ 漁業者の意向調査等	・ 浅海増殖事業の活用
□□□	□□□	→	・ 加工する水産物の調査検討 ・ 水産加工物の販路開拓の方法 ・ 水産物加工業者等の調査	・ ふるさと産品育成事業の活用 ・ 中核的漁業者協業体取組支援事業の活用

計画の実現に向けて

## 2) みどりの山 (二の倉)

目 標	基本方針	まちづくり事業	事業主体		
			行政	民間	協働
①美しい山・森の環境の保全と向上	○山の安全性向上	・ 治山、治水の促進	○		
	○誇りある山の景観の保全と活用	・ 森林の自然景観の保全 修景			○
	○山の環境対策と修復	・ ごみ不法投棄対策 (パトロール等)			○
②林業の振興による森林の健全な育成と付加価値向上	○林業基盤の整備充実	・ 林道等の整備促進	○		
	○森林の育成管理と付加価値向上への取り組み	・ 森林資源の育成管理			○
		・ 間伐材有効利用方策の推進			○
・ 林業従事者の確保育成				○	
③山の自然を活かした観光・レクリエーションの振興	○観光拠点の整備	・ 八茎鉦山周辺整備		○	
		・ 林間散策コースの整備		○	
	○山での観光・交流活動の展開	・ 体験事業（都市住民との交流）の推進		○	

事業期間			事業化に向けて整理すべき事項	備 考
短期	中期	長期		
□□□□	□□□□	□ →	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害の予防</li> <li>・森林所有者との合意形成</li> </ul>	
□□□□	□□□□	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林づくりの意識醸成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造林事業費補助金</li> <li>・森林ボランティア活動支援事業</li> <li>・豊かな森林（もり）づくり推進事業</li> </ul>
→				<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄対策事業</li> <li>・いわき市不法投棄防止地域活動支援事業</li> </ul>
□□□□	□□□□	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民ニーズの把握</li> <li>・森林所有者との合意形成</li> </ul>	
□□□□	□□□□	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林づくりの意識醸成</li> <li>・森林所有者との合意形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造林事業費補助金</li> <li>・公有林整備事業</li> </ul>
□□□□	□□□□	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民ニーズの把握</li> <li>・関係団体とのとの連携</li> <li>・地場産材の普及啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強い林業・木材産業づくり推進事業</li> <li>・木質バイオマスエネルギー導入促進事業等</li> </ul>
□□□□	□□□□	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体等との連携</li> <li>・森林づくりの意識醸成</li> </ul>	
→			<ul style="list-style-type: none"> <li>・いわきヘリテージツーリズム協議会との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひと・まち元気創造事業の活用</li> </ul>
→				<ul style="list-style-type: none"> <li>・千軒平溜池、逢瀬の滝を巡るコースなど</li> <li>・ひと・まち元気創造事業の活用</li> </ul>
→				<ul style="list-style-type: none"> <li>・よつくら体験学習交流事業の継続・拡充</li> <li>・ひと・まち元気創造事業の活用</li> </ul>

### 3) ゆたかな里（三の倉）

目 標	基本方針	まちづくり事業	事業主体		
			行政	民間	協働
①農村集落の生活環境の改善	○農村環境の向上	・農村環境の改善・整備の計画的推進	○		
		・地域コミュニティ維持への取り組み			○
	○道路・交通環境の改善	・生活道路の整備促進	○		
		・安心・安全な道路空間の確保	○		
		・公共交通機能の確保・充実			○
	○農村集落の環境衛生対策	・農業集落排水施設の接続率向上		○	
・合併処理浄化槽の普及促進				○	
②美しい田園環境・景観の保全と向上	○農村・田園の景観保全と創造	・地域景観の保全活動			○
		○環境の美化・浄化活動の推進			
	・環境美化活動の展開		○		
	・河川水質浄化活動の展開		○		
③豊かな産物を産み出す農林業の振興	○農業生産基盤の充実	・農業生産基盤の強化		○	
		・農業用かんがい排水施設整備促進	○		
		・農道の整備促進	○		
	○農林業の経営体制の強化	・農地集約など農業経営体制の生産性向上			○
		・農業経営体制の整備促進		○	
	・林業の活性化			○	
○付加価値の高い農林産物の生産	・農産物を活かした地域ブランドづくり		○		

事業期間			事業化に向けて整理すべき事項	備 考
短期	中期	長期		
		→		・いわき市農村環境計画の具現化
		→	・市民ニーズの把握	・農業振興地域 ・農地法 ・都市計画法
		→	・市民ニーズの把握、地権者の合意形成	・市道搔槌小路・上柳生線
		→	・市民ニーズの把握、地権者の合意形成	・道路局部改良
□□□	→		・乗合タクシー実験結果の分析を踏まえ、公共交通導入に向けた住民の主体的参加の仕組みづくり	
		→		・戸田地区
→				・合併処理浄化槽整備事業
→				・景観を守り育て創造する条例の活用 ・農地、水、環境保全対策事業の活用
		→	・ごみを捨てない、汚さない意識醸成	・市民総ぐるみ運動の促進 ・クリンピー応援隊の活用 ・道・川サポート制度活用 ・いわき花いっぱいコンクール等への参加
		→	・環境に対する市民意識の醸成	
		→		・農地、水、環境保全対策事業の活用
→			・関係者の合意形成	・ほ場整備事業
→			・受益者負担金への理解	
		→		・広域営農団地農道整備事業
→				・いわき市地域担い手育成総合支援協議会による支援
→				・農業振興事業の活用
□□□	□□□	→	・森林づくりの意識醸成 ・森林所有者の合意形成	・豊かな森林（もり）づくり推進事業
→			・安心・安全な農作物の生産	・ふるさと産品育成事業の活用 ・農業生産振興協議会との連携

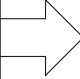


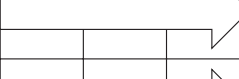
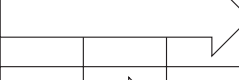
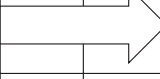


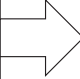

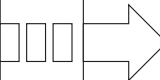
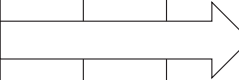


目 標	基本方針	まちづくり事業	事業主体		
			行政	民間	協働
④里の観光・レクリエーション資源の形成	○里の環境を活かしたレクリエーションの場づくり	・体験事業（都市住民との交流）の推進		○	
		・うるおい空間の形成			○
		・サイクリングロード、遊歩道の整備検討	○		
⑤里をうるおす河川 の環境づくりと活用	○水と親しむ里の河川空間づくり	・河川レクリエーション空間の整備検討			○
	○河川の安全性向上への整備	・河川の改良推進	○		



事業期間			事業化に向けて整理すべき事項	備 考
短期	中期	長期		
→				<ul style="list-style-type: none"> <li>・よつくら体験学習交流事業の継続・拡充</li> <li>・ひと・まち元気創造事業の活用</li> </ul>
	→		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民ニーズの把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社寺境内の活用</li> <li>・ほ場整備と合わせての整備検討</li> <li>・ひと・まち元気創造事業の活用</li> </ul>
		→	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民ニーズの把握</li> </ul>	
		→		
→			<ul style="list-style-type: none"> <li>・地権者の合意形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原高野川</li> <li>・仁井田川の河口改修整備</li> <li>・桧川及び古川は整備中</li> </ul>

#### 4) 元気なまち（四の倉）

目 標	基本方針	まちづくり事業	事業主体		
			行政	民間	協働
①拠点機能を高める 道路・交通基盤の 充実	○道路網の整備充実	・一般国道6号久之浜バイパスの整備促進	○		
		・都市計画道路の見直し	○		
		・生活道路の整備促進	○		
		・安心・安全な道路空間の確保	○		
	○安全で利用しやすい道路環境づくり	・交通安全対策			○
		・シンボリック道路の景観形成			○
	○公共交通機能の確保と充実	・JR常磐線の利用促進			○
		・路線バスなどの利用促進			○
②ゆとりとうるおいの まちなか環境づくり	○緑豊かな街並み空間・景観の形成	・市街地内緑化の推進		○	
		・街並み景観の形成			○
		・ゆとりと憩い空間の確保			○
	○環境美化への取り組み	・環境美化活動の促進		○	
	○文化性豊かな市街地環境づくり	・四倉図書館及び公民館の有効活用			○
		・歴史的建造物の保存、活用検討		○	

事業期間			事業化に向けて整理すべき事項	備 考
短期	中期	長期		
				
				
			・市民ニーズの把握、地権者の合意形成	
			・市民ニーズの把握、地権者の合意形成	・道路局部改良
			・住民の合意形成	・段差解消、一方通行検討等
				・ひと・まち元気創造事業の活用
			・市民の公共交通利用意識の醸成	・駅前広場の活用
			・バス利用に向けた検討 ・市民の公共交通利用意識の醸成	
			・住民の合意形成	・緑地協定等の制定など ・都市緑化基金運用益事業(生垣補助)の活用
			・住民の合意形成	・歴史的建造物の保全管理、街道の景観づくり、景観にかかるルールづくり ・ひと・まち元気創造事業の活用
				・ひと・まち元気創造事業の活用 ・広場的空間、親水空間確保検討
			・ごみを捨てない、汚さない意識醸成	・市民総ぐるみ運動の促進 ・クリンピー応援隊の活用 ・道サポート制度の活用 ・いわき花いっぱいコンクール等への参加
				
			・歴史的建造物の選定	・旧四倉銀行など ・ひと・まち元気創造事業の活用

計画の実現に向けて

目 標	基本方針	まちづくり事業	事業主体		
			行政	民間	協働
③商工業の活性化による活力の創造	○中心商店街の賑わい再生	・まちなか商店街の活性化		○	
		・商業の担い手育成と空き店舗対策の推進			○
	○いわき四倉中核工業団地の整備促進と企業誘致	・いわき四倉中核工業団地の整備促進と企業誘致	○		
	○「交流拠点施設」の整備と活用	・いわき四倉中核工業団地「交流拠点施設」の整備と活用			○
④暮らしやすい住宅地の環境づくり	○定住人口を増やす住宅地の形成	・ゆとりある住宅地形成の誘導			○
	○住宅の質的向上	・公営住宅の適正管理	○		
⑤安全で衛生的な生活環境の形成	○市街地の水防対策	・河川改修等の促進	○		
		・排水路、道路側溝の整備促進	○		
		・ポンプ場の維持管理と改善			○
	○市街地の衛生環境の向上	・公共下水道整備の推進（雨水、汚水）	○		
		・河川水質浄化活動の展開			○
		・ごみ集積所の適正管理		○	
⑥新たな市街地の魅力拠点づくり	○JR四ツ倉駅周辺の拠点機能の向上	・旧住友大阪セメント跡地の土地利用計画の検討			○

事業期間			事業化に向けて整理すべき事項	備 考
短期	中期	長期		
→			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来街者や住民ニーズの把握</li> <li>・ 各種団体、住民等との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商工業活性化事業の活用</li> </ul>
□□□	→		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商業者、店舗所有者ニーズの把握</li> <li>・ 来街者や住民ニーズの把握</li> <li>・ 各種団体との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 繁盛店づくり事業の活用</li> <li>・ 商業まちづくりサポート事業の活用</li> </ul>
□□□	→			
→			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工業団地への企業誘致</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いわき市四倉中核工業団地「交流拠点施設」整備事業</li> </ul>
→	→	→		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工業団地従業員の居住促進など</li> </ul>
→	→	→		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 維持管理と計画的な建替え、改善、用途廃止等</li> </ul>
→	→	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地権者の合意形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 境川二次改修の検討</li> <li>・ 蜷川都市下水路補修工事（～H22）</li> </ul>
→	→	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地権者の合意形成</li> </ul>	
→	→	→		
→	→	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整備推進と接続率の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共下水道事業</li> </ul>
□□□	→	→		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民の組織的な活動</li> </ul>
→	→	→		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民による自主的なルールづくり</li> </ul>
→	→	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所有者を含む、関係団体等との調整</li> </ul>	

5) 四倉地区全域

目 標	基本方針	まちづくり事業	事業主体		
			行政	民間	協働
①安全・安心なまちづくり	○防災・防犯対策の充実	・ 消防施設の整備と活用	○		
		・ 防災体制の充実			○
		・ 防犯対策の強化			○
	○医療・福祉環境の充実	・ 地域の互助体制の強化			○
		・ 高齢者福祉活動の推進	○		○
		・ 地域医療体制、救急医療体制の確保と充実			○
		・ ユニバーサルデザインの推進			○
②人を育て心をもつまちづくり	○健全な次世代の育成	・ 子どもの地域での教育・育成体制づくり		○	○
	○生涯学習の充実	・ 生涯学習・歴史文化活動の展開			○
		・ 地域での学習活動の拠点づくり			○
	○文化の継承	・ 史跡・文化財等の保全管理と活用			○
		・ 伝統芸能・行事の継承		○	
	○スポーツ環境の充実	・ スポーツ活動の展開			○

事業期間			事業化に向けて整理すべき事項	備 考
短期	中期	長期		
	→			・消防水利等
□□□□	□□□□	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域の自治・コミュニティ体制」の強化</li> <li>・避難体制の構築</li> <li>・防災・福祉の連携</li> <li>・津波・高潮、洪水対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織の結成促進等</li> <li>・ハザードマップ等の活用</li> </ul>
		→	・「地域の自治・コミュニティ体制」の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯灯設置補助事業</li> <li>・いわき市子ども避難の家</li> <li>・子ども見守り隊</li> </ul>
□□□	→		<ul style="list-style-type: none"> <li>・見守り体制の構築</li> <li>・防災・福祉の連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いわき市地域ケア会議</li> <li>・災害時要援護者避難支援事業、災害時要援護者台帳作成事業</li> <li>・救命講習会の開催</li> </ul>
		→	・市民ニーズの把握	・四倉老人福祉センターの活用
→			・市医師会、市病院協議会との調整	・休日夜間急病診療所、在宅当番医制事業、病院群輪番制事業
		→		・ユニバーサルデザインひとづくり推進事業
		→		<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童健全育成事業(四倉小)</li> <li>・学社連携・融合事業</li> </ul>
→				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひと・まち元気創造事業の活用</li> <li>・公民館事業、市民講師活用事業、学社連携・融合事業等</li> </ul>
		→		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館、図書館、運動場の活用</li> <li>・海洋学習施設誘致検討</li> </ul>
→			<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財に対する住民意識の醸成</li> <li>・地域の歴史資料の集積と学習資源としての活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひと・まち元気創造事業の活用</li> <li>・指定文化財等保存事業</li> </ul>
→				・ひと・まち元気創造事業の活用
→				<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツリーダーバンクの活用</li> <li>・砂浜の活用</li> <li>・仁井田、四倉市民運動場等の活用</li> </ul>

目 標	基本方針	まちづくり事業	事業主体		
			行政	民間	協働
	○地域の自治・コミュニティ体制の強化	・コミュニティ拠点施設の管理、有効活用			○
		・自治会活動の促進			○
		・地域情報の発信		○	
③次世代につながるまちづくり	○環境との共生	・環境にやさしいまちづくりの推進		○	
		・環境教育の推進	○		
		・新エネルギーの普及促進	○	○	
	○情報化の推進	・情報インフラの整備	○		
		・観光情報の発信			○
	○新しい産業や資源づくりへの挑戦	・地場産品を活かした地域ブランドづくり		○	
		・コミュニティビジネスの展開		○	
	○定住と交流の促進	・Uターン、二地域居住の受け入れ体制づくり			○
		・交流イベントの開催		○	
		・国内・国際交流活動の推進		○	



事業期間			事業化に向けて整理すべき事項	備 考
短期	中期	長期		
→				・図書館、公民館、集会所等の有効活用
→			・住民自治のしくみづくり	・自治会への加入促進
→				・ひと・まち元気創造事業の活用 ・いわき市民活動情報サイトの活用
→			・住民意識の醸成	・市民総ぐるみ運動など美化活動の促進 ・地球温暖化対策への取り組み等
→				・出前講座 ・環境アドバイザー ・こどもエコクラブ ・せせらぎスクール
→			・住民意識の醸成	・環境負荷軽減型住宅整備費補助の活用
→			・サービス利用者の確保	
→				・観光案内板の設置 ・ひと・まち元気創造事業の活用 ・観光マップの活用
→			・生産、加工、流通及び販売業者間の連携	・ふるさと産品育成事業の活用 ・農産物直売所、農産加工所（いきいき女性支援事業）の活用 ・学校給食との連携等
→			・実施体制の構築、継続できる仕組みづくり	
→		→	・Uターン者等への住宅地の供給	・情報インフラ整備 ・IWAKIふるさと誘致センターとの連携
→				・ひと・まち元気創造事業の活用
→				・ホームステイ受入れ研修会の活用